

藤田医科大学医学部科目等履修生規程

平成7年規程第1号

施行 平成7年4月1日

改正 平成30年10月10日

(目的)

第1条 この規程は、藤田医科大学学則（以下、学則という）第39条第5項に基づき、特定の授業科目について履修する科目等履修生に関する取扱いについて定めることを目的とする。

(入学の時期)

第2条 入学の時期は、毎学期の始めとする。

(入学資格)

第3条 入学資格は、学則第12条に定める資格を有する者とする。

(入学手続)

第4条 入学志願者は、学年又は学期の開始以前の1カ月の間に、科目等履修生願に入学資格を証明する書類を添えて願い出なければならない。

(在学期間)

第5条 在学期間は、1年又は6カ月とする。

(履修可能科目)

第6条 履修可能科目は、医学部で開講されている全ての科目とする。

2. 履修可能科目数は、6科目以内とする。

(学納金)

第7条 科目等履修生として入学を許可された者は、検定料10,000円、登録料10,000円、受講料1単位につき80,000円を所定の期日までに納入しなければならない。

(単位の授与)

第8条 科目等履修生は、履修した授業科目につき学則第27条を準用し、試験を受けることができる。

2. 試験に合格した者には、本人の求めにより学則第28条を準用し、履修した授業科目の単位を授与する。

(改正)

第9条 この規程の改正は、学長の決定による。

附則

1. この規程は、平成7年4月1日から施行する。
2. 平成25年4月1日一部改正
3. 平成27年8月1日一部改正
4. 平成30年10月10日一部改正